S5　利尿剤及び隠蔽剤

次の利尿剤及び隠蔽剤（少なくとも次のものを含む。）は、類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する他の物質と同様に禁止する。

デスモプレシン、プロベネシド及び血漿増量剤（例えば、グリセロール並びに静脈内に投与するアルブミン、デキストラン、ヒドロキシエチルでん粉及びマンニトール）

アセタゾラミド、アミロリド、ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、インダパミド、メトラゾン、スピロノラクトン、チアジド類（例えば、ベンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ヒドロクロロチアジド）、トリアムテレン及びバプタン類（例えば、トルバプタン）

ただし、次のものを除く。

ドロスピレノン、パマブロム及び眼に使用する炭酸脱水酵素阻害薬（例えば、ドルゾラミド、ブリンゾラミド）

歯科用の麻酔としてのフェリプレシンの局所への投与

閾値を限度とする使用を条件とする物質（ホルモテロール、サルブタモール、カチン、エフェドリン、メチルエフェドリン及びプソイドエフェドリン）が、常に又は該当する競技会において利尿剤又は隠蔽剤とともに競技者の検体から検知されることは、当該利尿剤又は隠蔽剤に関する治療目的使用の除外措置に加え、当該物質に関する治療目的使用の除外措置が当該競技者に承認されている場合を除くほか、その量にかかわらず、違反の疑われる分析結果とみなす。

禁止される方法

M1　血液及び血液成分の操作

次のことは、禁止する。

1　自己血、同種血若しくは異種血又は赤血球生成物（由来を問わない。）を、その量にかかわらず、循環器に投与し、又は再注入すること。

2　少なくとも次の物質の使用により、酸素の摂取、運搬又は到達を人為的に促進すること。ただし、吸入による補給のための酸素を除く。

ペルフルオロ化合物、エファプロキシラール（ＲＳＲ一三）及び修飾ヘモグロビン生成物（例えば、ヘモグロビンに基づく血液代替物、ヘモグロビンのマイクロカプセル生成物）

3　物理的又は化学的な手段を用いた血液又は血液成分についての血管内の操作を行うこと（その形態を問わない。）。

M2　化学的及び物理的な操作

次のことは、禁止する。

1　ドーピング管理において採取された検体の信頼性及び有効性を変化させるため、当該検体を不当に改変すること又は不当な改変を企てること。このような改変には、少なくとも尿のすり替え及び混入（例えば、プロテアーゼ）を含む。

2　六時間につき五十ミリリットルを超える静脈内への注入を行うこと（入院、外科的な処置又は臨床検査において正当に受けるものを除く。）。

M3　遺伝子ドーピング

次のことは、スポーツの能力を強化する可能性があるため、禁止する。

1　核酸の重合体又は核酸類似体を移転すること。

2　正常な又は遺伝子が改変された細胞を使用すること。

競技会における禁止される物質及び禁止される方法

S0からS5まで及びM1からM3までに規定するもののほか、次の物質は、競技会において禁止する。

禁止される物質

S6　興奮剤

全ての興奮剤（関連する場合には全ての光学異性体（例えば、d体、l体）を含む。）は、禁止する。興奮剤には、次のものを含む。

(a)　不特定興奮剤

アドラフィニル
アンフェプラモン
アンフェタミン
アンフェタミニル
アミフェナゾール
ベンフルオレックス
ベンジルピペラジン
ブロマンタン
クロベンゾレックス
コカイン
クロプロパミド
クロテタミド
フェンカミン
フェネチリン
フェンフルラミン
フェンプロポレックス
フォンツラセタム［四－フェニルピラセタム（カルフェドン）］
フルフェノレックス
リスデキサンフェタミン
メフェノレックス
メフェンテルミン
メソカルブ
メタンフェタミン（d体）
p－メチルアンフェタミン
モダフィニル
ノルフェンフルラミン
フェンジメトラジン
フェンテルミン
プレニルアミン
プロリンタン

(b)　この(a)に明示的に規定されていない興奮剤は、特定物質である。

特定興奮剤

少なくとも次のものを含む。

四－メチルヘキサン－二－アミン（メチルヘキサンアミン）
ベンズフェタミン
カチン（注2）
カチノン及びその類似体（例えば、メフェドロン、メテドロン、アルファ－ピロリジノバレロフェノン）